

給実甲第1382号

令和8年3月19日

人事院事務総長

給実甲第327号の一部改正について（通知）

給実甲第327号（免許所有者の経験年数の取扱いについて）の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 2 免許取得前の経歴についての取扱い 免許所有者のうち、次の各号に掲げる者で免許取得前に免許を必要とする業務に関係のある業務に従事した経歴を有するものについて、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、それぞれ当該各号に定める年 | 2 免許取得前の経歴についての取扱い 免許所有者のうち、次の各号に掲げる者で免許取得前に免許を必要とする業務に関係のある業務に従事した経歴を有するものについて、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、それぞれ当該各号に定める年 |

数を免許取得後の経験年数として取り扱うことができる。

一 無線従事者及び航空無線従事者 軍用無線の操作等に従事した期間その他これに類似する期間で事務総長の承認を得たものの年数

二・三 (略)

数を免許取得後の経験年数として取り扱うことができる。

一 給実甲第326号(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の運用について)初任給基準表関係の規定の適用を受ける無線従事者及び航空無線従事者 軍用無線の操作等に従事した期間その他これに類似する期間で事務総長の承認を得たものの年数

二・三 (略)

以 上